

(多国籍部隊・監視団における日本国の自衛隊の地位に関する日本国政府と多国籍部隊・監視団との間の交換公文)

(多国籍部隊・監視団側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百八十一年八月三日に署名されたエジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書(以下「議定書」という。)によって設立された多国籍部隊・監視団(以下「MFO」という。)への日本国の自衛隊員の派遣に関して日本国政府(以下「政府」という。)の代表者とMFOの代表者との間で最近行われた協議に言及する光栄を有します。

前記の協議の結果、政府及びMFO(以下個別に「当事者」といい、合わせて「両当事者」という。)は、MFOへの日本国の自衛隊員の派遣について、次のとおり了解に達しました。

- 1 (a) 政府は、日本国の法令の範囲内でこの了解を実施する。
- (b) MFOは、議定書の範囲内でこの了解を実施する。

- (c) 政府は、MFOに派遣される日本国の自衛隊員（以下「隊員」という。）が議定書の規定に従って行動し、並びにMFOの指令、規則及び命令を遵守することを要求する。
- 2 特権及び免除は、議定書により隊員に与えられる。
- 3 隊員は、日本国の法令に従い、MFOに派遣されている間に実行した疑いのある犯罪について政府の専属的な管轄権に服する。政府は、MFOに対し、当該犯罪について当該管轄権を行使することを保証する。政府は、更に、MFOに対し、隊員の規律を維持するために必要な措置をとることを保証する。
- 4 (a) 両当事者間の財産の損害又は滅失に関する請求並びに隊員及び議定書の付録に定義する他のMFOの構成員の死亡又は傷害に関する請求は、両当事者間の協議を通じて友好的に解決する。
(b) MFOは、この了解の下での業務その他の活動の遂行中に隊員による第三者の財産の損害若しくは滅失又は第三者の死亡若しくは傷害が生じた場合には、これらの第三者によるいかなる請求についても、単独でそれを処理する責任を負い、及び単独で当該請求について責任を負う。
- 5 隊員は、日本国の自衛隊の制服を着用することができる。隊員は、この了解の下での業務その他の活動の遂行中に使用する武器を所持し、又は携行することができる。

6 政府は、隊員が、原則として、M F Oの事務局長に対する十分な事前の通報なしに撤退しないことに同意する。

7 日本国の内閣府国際平和協力本部事務局とM F Oとの間において、この了解の詳細及び手続を定める別途の実施取決めを作成する。

8 この了解の解釈又は実施から生ずる両当事者間のいかなる紛争も、専ら両当事者間の協議を通じて解決する。

9 (a) この了解は、一年間効力を有するものとし、M F Oの任務がエジプト・アラブ共和国政府とイスラエル国政府との間の合意により終了する場合及びいずれか一方の当事者が他方の当事者に対し少なくとも六箇月前にこの了解を終了させる意思を通告する場合を除くほか、自動的に更に一年ごとに更新される。

(b) この了解は、両当事者間の書面による合意によって改正することができる。

(c) この了解の終了は、当該終了の前にこの了解の実施から生じたいかなる権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

この書簡は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本
文によるものとしします。

本官は、更に、前記の了解が政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が政府
とMFOとの間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとす
ることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(多国籍部隊・監視団側書簡)

この書簡は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、更に、前記の了解を日本国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が日本国政府と多国籍部隊・監視団との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。